

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

本資料は、今後適用が開始される法令及び会計基準について、その適用開始時期を示した一覧表です。以下の事項に留意した上で、有価証券報告書の作成にご活用ください。

- ・〇年〇月期とは、〇年〇月末日を連結決算日とする連結会計年度（1年間）を指しています。
- ・法令（別記事業に関するものは除く。）並びに企業会計基準委員会が公表した会計基準、適用指針、実務対応報告及び移管指針を掲載しています。
- ・指定国際会計基準又は修正国際基準に関連する法令等は除いています。

[2026年3月31日現在]

項目	2026年（令和8年）										2027年（令和9年）																												
	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期																				
「リースに関する会計基準」等の公表																																							
<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第20号 2025年3月24日）</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第75号 2025年8月22日）</p>	<p>「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号）</p> <p>「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号）</p> <p>「『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第35号）</p> <p>「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その2）」（企業会計基準第36号）</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）</p> <p>「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）</p> <p>「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）</p> <p>「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号）</p> <p>「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）</p> <p>「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）</p> <p>「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第15号）</p> <p>「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）</p> <p>「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号）</p> <p>「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）</p> <p>「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第35号）</p> <p>「移管指針の適用」（移管指針）</p> <p>「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（移管指針第6号）</p> <p>「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）</p> <p>「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（移管指針第10号）</p> <p>「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」（移管指針第13号）</p> <p>（2024年9月13日）</p>																			早期適用（注1）																			
「金融商品会計に関する実務指針」の改正																																							
<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第75号 2025年8月22日）</p>	<p>「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号）（2025年3月11日）</p>																			早期適用（注2）										原則適用（注2）									
2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正																																							
—	<p>I. 包括利益の表示に関する改正</p> <p>「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号）</p> <p>「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第9号）（2025年3月11日）</p>																			原則適用（注3）																			
<p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第31号 2025年3月31日）</p>	<p>II. 特別法人事業税の取扱いに関する改正</p> <p>「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号）</p> <p>「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号）（2025年3月11日）</p>																			原則適用（注4）																			
—	<p>III. 種類株式の取扱いに関する改正</p> <p>「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第10号）（2025年3月11日）</p>																			原則適用（注5）																			

法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）

項目		2026年（令和8年）										2027年（令和9年）									
		3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期	4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	
「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表																					
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第28号 2026年3月31日）	「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第37号） 「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第34号） 「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正」（企業会計基準第38号） 「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その3）」（企業会計基準第39号） 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（その2）」（企業会計基準第40号） 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号）（2025年10月16日）																			原則適用（注6）	
「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の公表																					
—	「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第47号）（2025年11月11日）																			早期適用（注7）	原則適用（注7）
「後発事象に関する会計基準」等の公表（注8）																					
—	「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号） 「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号） 「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正（その2）」（企業会計基準第42号） 「期中財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第37号） 「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第34号）（2026年1月9日）																				
「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表																					
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第28号 2026年3月31日）	「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（実務対応報告第48号）（2026年2月27日）																				原則適用（注9）

- 注1. 2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。
- 注2. 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。
- 注3. 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度の期首から適用するとされています。ただし、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用することができるとされています。
- 注4. 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができるとされています。

- 注5. 2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後取得する種類株式について適用するとされています。また、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式のうち、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の前連結会計年度及び前事業年度の末日において保有する種類株式については、次のいずれかの方法を選択できるとされています。
- ①従前の会計方針を継続する。
 - ②2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の末日から将来にわたって適用する。
 - ③2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用する。
- 注6. 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用するとされています。
- 注7. 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができるとされています。
- 注8. 2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。
- 注9. 2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用するとされています。